

ふるさと雇用再生特別交付金事業  
(がん患者とその家族のこころのケアサロン事業)

公募要領

平成22年4月12日

那覇市健康保険局健康推進課



## 1. 募集概要

### (1) 事業の名称

那覇市健康推進課が企画した「がん患者とその家族のこころのケアサロン事業(以下「本事業」という。)」について公募を行う。

### (2) 事業目的

本事業は、現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、地域求職者等の雇用機会の創出を図るために造成された沖縄県雇用再生特別事業補助金（以下「補助金」という。）を活用し、本市において雇用機会を創出する効果が高い事業を民間事業者等（民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等）に委託して実施することにより、地域における継続的な雇用機会の創出を図る。

平成22年度5月から平成23年度3月までは補助金を活用し、平成24年度以降は、受託者が運営経費を負担し、本事業で得た収益を主たる財源とする運営形態へシフトする。

### (3) 業務仕様

業務仕様は別紙のとおりとする。

### (4) 委託費上限額 21,481,000円

・平成22年度（10ヶ月） 9,758,000円

・平成23年度（12ヶ月） 11,723,000円

※ 各年度の委託費のうち、2分の1以上は雇用者に充てる人件費とする。

### (5) 募集から契約までの主なスケジュール

①公示	平成22年4月13日（火）
②説明会	平成22年4月19日（月）
③参加希望者受付締め切り	平成22年4月23日（金）午後5時まで
④提案書等受付締め切り	平成22年4月23日（金）午後5時まで
⑤プロポーザル及び選定	平成22年4月27日（火）
⑥選定結果通知	平成22年4月27日（火）
⑦契約	平成22年6月1日（火）

## 2. 応募資格

本事業に参加できる者は以下の条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び2項の規定に該当しないこと。

- (2) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 那覇市の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 那覇市内において事業を営む、若しくは営むことを計画中である法人又は複数法人によるコンソーシアム（ただし、代表法人への委託）であること。
- (6) 那覇市を中心とした求職者に対し、相応の雇用と育成ができる者であること。
- (7) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。
- (8) 租税を完納していること。（ただし、これから事業を起こす者は除く）
- (9) 経営内容や業務実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するにふさわしい技術を備えていること。

### 3. 提案書作成及び提出

別紙、「ふるさと雇用再生特別交付金事業提案書作成要領」に基づき作成すること。

#### (1) 提出書類

書類項目	提出期限	提出部数
① 参加申請書兼誓約書（様式1）	平成22年4月23日（火） 午後5時必着	1部 押印箇所には代表者印を押印すること。
② 定款又は寄付行為 登記簿謄本 印鑑証明書 納税証明書 消費税納税（完納）証明書		
③ 提案提出書（様式2）		1部 押印箇所には代表者印を押印すること。
④ 提案書（様式3）		1部（正本） 押印箇所には代表者印を押印すること。（写し7部）
⑤ CD-ROM		1部 （上記①,③,④をPDF化し保存すること。）

#### (2) 提出方法

那覇市健康推進課へ持参し提出すること。（郵送不可）

◆提出窓口：那覇市健康推進課

住所：那覇市上之屋1-2-1（仮庁舎A棟2F）

#### 4. 提案の仕方

##### (1) 提案申込みからプロポーザルまでの流れ

- ① 公募説明会に参加し、参加申請書兼誓約書(様式1)及び提案書等必要な資料を4月23日(金)午後5時までに事務局(健康推進課)へ提出。
- ② 事務局は応募資格等を確認し、提案者へプロポーザル開始時間を連絡する。
- ③ 提案内容について、所定の時刻にプロポーザルを行う。

##### (2) 公募する期間

日 時：平成22年4月14日(水)～平成22年4月23日(金)午後5時まで

##### (3) 公募説明会

日 時：平成22年4月19日(月) 午前10:30～12:00

場 所：那覇市上之屋1-2-1(仮庁舎C棟1F 教育福祉委員会)

##### (4) 提出期限

平成22年4月23日(金) 午後5時必着

提案書(様式3)に従い、正本1部(法人印押印)、副本7部提出すること。

#### 5. 審査及び評価に関する事項

##### (1) 審査方法

審査及び評価は、「がん患者とその家族のこころのケアサロン事業審査評価委員会(以下「委員会」という。)の委員が行う。

##### (2) プロポーザルの実施について

審査及び評価するにあたり提案者によるプロポーザルを実施する。プロポーザルの時間は15分以内、審査委員の質疑は15分程度とする(詳細は当日説明)。なお、プロポーザルの内容は提出された提案書に基づき補足して行うもので、当日の内容変更は認めない。

実施詳細

日 時：平成22年4月27日(火) 午前10時00分～

※なお、それぞれの提案者に対し、プロポーザル開始時間は別途連絡する。

場 所：那覇市上之屋1-2-1(仮庁舎B棟2階 監査会議室)

順 番：事務局にて抽選により決定し、プロポーザル前日までに提案者へ連絡する。

##### (3) 評価の基準

別紙「評価項目」のとおり

(4) 評価の配点

- ①提案書の配点は25点、プロポーザルの配点は20点とし、45点満点とする。
- ②プロポーザルは、提案内容の確認のため実施する。

(5) 評価の前提

提案見積額が提案上限額を超えている場合や、提案履行内容に合理性がなく著しく業務仕様と離れている場合は、評価の対象外とする。

(6) 評価結果の通知

委員会の評価結果を受けて、優先交渉者及び次点交渉者を決定後、全提案事業者あてに通知することとする。

6. 受託事業者の決定及び契約

優先交渉者と提案内容、契約内容の詳細な協議のうえ、受託事業者として決定し、委託契約を締結するものとする。なお、協議が合意に至らなかった場合は次点交渉権者と協議に入るものとする。

(1) 契約期間（履行期間）

契約締結の日から平成23年3月31日までとし、平成23年4月1日から平成24年3月31日までは、単年度契約にて契約継続を予定している。

(2) 契約締結にあたっての主な留意事項

- ① 本事業は、沖縄県補助事業となることから、指示する支出計算書の他、補助要綱等で定める書類を求める。また、その根拠となる証拠証憑を保存・整理すること。
- ② 本事業の再委託については認めない。

7. 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 一つの事業者が複数申請したとき。
- (3) 書類等の虚偽の記載のある提案。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な提案
- (6) その他本事業に関する条件に違反したとき。

## 8. その他

- (1) 提案に使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第1号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (2) 企画提案書に関連する事項については後日ヒヤリングを行うことがある。
- (3) 本事業の応募に係る経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出されたすべての資料の所有権は、市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (5) 提出された企画提案書の著作権は応募者に属する。市が提案者に無断で他の目的に使用することはない。
- (6) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (7) 本事業の公募に係る質問については、メールでのみ対応し、電話では取り扱わない。

## 9. 連絡先、照会先

〒900-8585 那覇市上之屋1-2-1（仮庁舎A棟2F）

那覇市 健康保険局 健康推進課 担当 武元

電話 (098) 862-9016 内線 2446 E-mail : h-kenko002@neo.city.naha.okinawa.jp

(様式1) 参加申請書兼誓約書

平成22年 月 日

那覇市長 あて

住 所

商号または名称

代表者

印

参 加 申 請 書 兼 誓 約 書

那覇市が募集する「ふるさと雇用再生特別交付金事業企画提案者の募集（がん患者とその家族のこころのケアサロン事業）」に係る提案依頼について参加したいので、申請します。

また、以下の応募条件を全て満たしていることを誓約します。

1 事業名

がん患者とその家族のこころのケアサロン事業

2 応募条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び2項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 那覇市の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 那覇市内において事業を営む、若しくは営むことを計画中である法人又は複数法人によるコンソーシアム（ただし、代表法人への委託）であること。
- (6) 那覇市を中心とした求職者に対し、相応の雇用と育成ができる者であること。
- (7) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。
- (8) 租税を完納していること。（ただし、これから事業を起こす場合は除く）
- (9) 経営内容や業務実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するにふさわしい技術を備えていること。

連絡担当者

所属職名

氏 名

電 話

E-mail



(様式2) 提案提出書

平成22年 月 日

那 覇 市 長 あて

住 所

商号または名称

代表者

印

提 案 提 出 書

貴職により公告のあった「ふるさと雇用再生特別交付金事業企画提案者の募集（がん患者とその家族のこころのケアサロン事業）」に係る提案依頼について、次のとおり提案書等を提出します。

1 事業名

がん患者とその家族のこころのケアサロン事業

2 提出書類

- |          |   |
|----------|---|
| ① 提案書    | 部 |
| ② CD-ROM | 部 |
| ③ その他資料  | 部 |

連絡担当者

所属職名

氏 名

電 話

E-mail

(様式3-1) 提案書

平成22年 月 日

提 案 書

那 覇 市 長 様

住 所

商 号

代表者

印

(コンソーシアムの場合は代表企業を記入)

I. 会社概要

1. 設 立	年 月
2. 資本金	
3. 主な株主	
4. 社員数	
5. 業務内容	
6. 沖縄県内の事業拠点	
7. 連絡先(担当者)	Tel                      Fax 氏名                      部署 e-mail
8. コンソーシアム参加 法人(各々押印)	(単独の場合は記入しない)

(様式3-2) 提案書

II. 構築するサービス・事業等の概要

本事業において開発するサービス・事業(構築するシステム)等の特徴と概要を示してください。

(様式3-3) 提案書

Ⅲ. 人員体制

本事業に関わる労働者（新規雇用者を含め）の体制、人数、役割を記してください。

(様式3-4) 提案書

IV. 本事業（ふるさと雇用再生事業）に対する考え方について

新規雇用者に対する育成のしかた（OJTのしくみ等）や定着への努力について記載願います。

--

V. 事業後の継続と波及効果について

事業後における継続措置や本事業が市内（県内）に波及する効果について述べてください。

--



別紙 評価項目

評価項目	評価観点
企画提案する商品のコンセプト	事業趣旨の理解
	事業目的達成への寄与
	業務要件に対する考え方
	課題・リスクに対する考え方
	事業費の積算根拠の妥当性
企画提案の特徴とその課題	企画提案の特徴、優位性、独創性
	将来性・発展性
	類似業務の実績
	課題対応
業務要件	接客業務
	地域情報の知識
	備品管理
	広報・誘致活動
	HPサイト作成と管理
新規雇用者の育成体制や数的評価の整合性	効果的な研修手法
	地域雇用、産業振興に対する考え方
	雇用者の継続性
	新規雇用者に係る経費
事業後の継続性と業界への波及効果、事業効果	雇用を含む事業効果
	収益向上案の実現性
	収益活用による事業展開
プレゼンによる評価（意欲と実効性）	事業に対する積極性と実現性
	提案内容の説明方法





# がん患者とその家族のこころのケアサロン事業

## (事業委託仕様書)

### 目 次

1. 名称.....	1
2. 仕様概要.....	1
3. 事業の特徴.....	1
4. 委託業務内容（仕様）.....	1
5. 労働者の雇用要件および人件費（賃金等）について.....	3
6. 業務委託予定期間.....	4
7. 実施スケジュール（概要）.....	4
8. 予算限度額について(金額はいずれも税抜き).....	4
9. 質問について.....	6
10. その他の留意事項.....	6
11. 協議について.....	6

平成22年4月12日

那覇市健康保険局健康推進課



## 1. 名称

がん患者とその家族のこころのケアサロン事業（以下「本事業」という。）

## 2. 仕様概要

本事業は、「ふるさと雇用再生特別交付金事業公募要領」により募集選定され、かつ、「沖縄県雇用再生特別事業補助金（ふるさと雇用再生特別交付金）」を活用して地域で事業を営む、または営むことを計画中の法人等に事業委託するものである。

受託事業者には、一定の条件にて求職者等の新規雇用を義務づけ、事業委託期間中の雇用継続を求める。また、委託期間終了後にも本事業を継続し、がん患者とその家族が集い、お互いの交流によって支え合える場を作り、こころのケアや相談支援を実施する等、がん患者とその家族への支援を推進することを要請する。

本事業は、この仕様書に定める業務内容及び条件、並びに交付金に関する条件に従って受託執行することとする。

## 3. 事業の特徴

本事業は厚生労働省の「ふるさと雇用再生特別交付金事業」のスキームに基づき委託するものであり、最大の特徴は、当市が企画した新たな事業で、雇用機会を創出する効果が高い事業であることとし、地域求職者等を雇い入れて行うものとしている。また、委託期間終了後においても、その後の地域の発展に資すると見込まれる事業であって、継続的な雇用が見込まれることが期待されている。

つまり、本事業委託期間において委託業務を円滑に遂行することに加え、それ以降においても本事業で得られた技術や雇用・養成された人材を生かし、可能な限り事業の独立と継続・拡大を期待するものである。

## 4. 委託業務内容（仕様）

### 1) 労働者の雇用

3項に述べた、「ふるさと雇用再生特別交付金事業」の趣旨に基づき、受託予定の法人又はコンソーシアム（以下「受託者」という）は、提案内容に記載された相応の地域求職者を新規に雇い入れることとする。

### 2) 事業予定期間及び予定期日

平成22年6月1日～平成24年3月31日（予定）

### 3) 事業費及び人件費

・事業予算として、次の表の記載する金額を上限とする。

・委託事業にかかる経費のうち、新規雇用者に充てられる人件費は、各年度の事業実績額の2分の1以上を設定することを要件とする。

年 度	委託費 (消費税込み)	事業費 (消費税込み)
平成22年度(10ヶ月)	9,758,000	4,879,000
平成23年度(12ヶ月)	11,723,000	5,861,500
合 計	21,481,000	10,740,500

単位：円

#### 4) 業務の実施

がん患者や家族が集い、こころの交流・情報交換、支えあいとがんについての正しい知識が得られる場を作り、お互いのコミュニケーションが図れるよう臨床心理士やセラピスト等の専門家がサポートをする。また、がん患者が必要としているこころのケアや身体的ケアを実施するほか、がん医療やこころのケアの必要性に関する普及啓発活動を行い、地域住民のがんに対する認識を深めるため、以下の業務を行うこととする。

##### ① がん患者・家族向けの学習会

がん診療やこころの問題についての知識を患者やご家族に提供するための学習会を実施する。学習会は治療方針の決定に良い効果を与え、理解を促して見通しが立つことにより、病気や治療に関する不安軽減となるような内容とする。また、心のケアの必要性を認識し、対人関係において適切な対処ができることを目指す。

##### ② サポートグループ業務

がん患者は、心理的な孤立を感じるが多いため、患者同士(又は家族同士)で支えあい、情報交換し、感情表出する場を設けることは、孤立感を低減し、病気に関連する不安や抑うつ症状を和らげる働きがあるといわれる。当事者同士で集まる場を提供し、その集団形成・心理的凝集性を高めるサポートによって、患者やご家族への心理的支援を行う

##### ③ がん相談業務

がん患者やご家族などの不安や対処に困っていることなどに関する相談を行うこと。

##### ④ 普及啓発業務

がん医療や患者サロン事業を地域住民に普及啓発し、がん診療推進や保健行動の推進、患者サロンの利用を促進すること。

#### 5)各種必要設備の構築

受託業務を遂行するにあたり、必要な以下のような設備等については受託者自らが選定および調達・構築すること。

- ①広報・宣伝するために必要なパソコン等や通信などの周辺機器
- ②事業実施するための拠点となる事務所等
- ③セラピスト養成の企画運営等
- ④その他、本事業における委託業務を遂行するために必要とされる一切の設備

5. 労働者の雇用要件および人件費（賃金等）について

1) 労働者の募集

幅広い層の地域求職者等に雇用機会を与える観点から、特定の失業者のみを対象とした事業とならないようにするため、受託者は本事業において新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人の申込みのほか、文章による募集、直接募集においても募集の公開を図るものとする。

2) 労働者の雇用期間

新規雇用する労働者の雇用期間は、原則1年以上とし、更新ができるものであること。ただし、事業の性質上、当該事業に従事する労働者と1年間の雇用契約を締結することが適当でないと認められる場合には、必要に応じて、6ヶ月以上1年未満の雇用期間についても認めるものであること。

3) 失業であることの確認

労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うものであること。なお、確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によることとする。

4) 賃金

本事業に新規雇用する労働者を対象に賃金相当額を支給するものとする。賃金の単価は国や当市等の地方公共団体、民間団体等の水準を参考に業務の内容に応じて常識を超えない範囲で当課と調整の上、設定するものとする。また、時間外勤務手当、住宅手当、期末手当、勤勉手当、退職金引当金等は対象としない。

5) 社会保険料

本事業に従事する労働者に必要な社会保険料を対象に支給する。なお料率は平成22年3月現在のもので、法令により都度改定するものとする。

①健康保険料	0.04665
②介護保険料（必要な場合のみ）	0.0075
③児童手当（必要な場合のみ）	0.0013

④厚生年金保険料	0.07852
⑤雇用保険料	0.0095
⑥労災保険料	0.003
⑦石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金	0.00005

#### 6. 業務委託予定期間

平成22年6月1日～平成24年3月31日

ただし、労働者の雇い入れに関する事項等、要件に満たない場合は契約を解除する。

#### 7. 実施スケジュール（概要）

事業の実施スケジュールを以下のとおり定める。なお、受託者の都合若しくは新規雇用者のスキル習得等の事由でスケジュールの変更を余儀なくされる場合は、事前に当課と調整・承諾の上、変更、実施すること。

- 平成22年 5月 ・事務所の検討
- ・サロンのケアメニュー作成
- 平成22年 6月 ・事業開始（新規雇用者募集と教育）

#### 8. 予算限度額について(金額はいずれも税抜き)

本事業を遂行するにあたり下記の金額を上限として予算を設定する。なお、各項目における費用詳細や予算施行については定められた科目と年度を越えない範囲で、当課と調整のうえ、決定するものとする。

##### 1) 賃金充当費（社会保険料は別途支給）

新規雇用者：2名分（1人あたり月額200,000円として）

なお、それぞれ1名分に対し2ヶ月分を限度とする。

2) 積算基準

(平成22年度 平成22年6月～23年3月分)

委託事業対象経費	委託費の額
イ 人件費	(4,879,000 円)
1 基本給	※消費税込み
通勤手当	
2 社会保険料等	
ロ 事業費	(4,879,000 円)上限
1 既従職員人件費用	※消費税込み
2 パソコン、電話及びFAXのリース費用	
3 家賃費用	
4 広報費	
5 光熱水費、消耗品費ほか	
合 計	9,851,000 円

(平成23年度 平成23年4月～平成24年3月分)

委託事業対象経費	委託費の額
イ 人件費	(5,861,500 円)
1 基本給	※消費税込み
通勤手当	
2 社会保険料等	
ロ 事業費	(5,861,500 円)上限
1 既従職員人件費用	※消費税込み
2 パソコン、電話及びFAXのリース費用	
3 家賃費用	
4 広報費	
5 光熱水費、消耗品費ほか	
合 計	10,627,000 円

9. 質問について

公募開始日より提案書提出日まで、問い合わせについては下記まで連絡すること。但し、対応はメールによる質問のみ。提案者からの質問内容及び当市の返答内容は、提案する者全員に報告するものとする。

◆那覇市健康推進課 E-mail : h-kenko002@neo.city.naha.okinawa.jp

## 10. その他の留意事項

### 1) 契約および支払いについて

業務委託契約の締結は平成22年6月1日(予定)とする。支払いに関する事項は後日通知する。

### 2) 知的財産権について

原則として、本事業により得られた知的財産権は当市に帰属することとする。

①出願・申請の手続きを行う場合、当市に報告することとする。

②当市が公共の利益のために要請する場合、当市に対し当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。

③正当な理由なく取得した知的財産権を相当期間活用していない場合、当市の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。

## 11. 協議について

この仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいはこの仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は那覇市と協議すること。

以 上



## 【がん患者とその家族のためのケアサロン事業（那覇市より受託）】

下記は、今回プロポーザル時に提出した提案書の中身を抜粋し、また実施内容についての具体案を追記して提示しました。

### 1. 事業概要

下記のがん患者・家族等のサポートグループ事業を支援して新たな雇用を創出し、がん患者・家族の健康相談事業を委託する。

- ① がん患者・家族が交流を深め、情報交換をしたり、悩んだり困ったりしたことを気軽に話せる場を提供する。
- ② がん患者・家族向けの学習会（がん医療、代替医療、緩和医療等）を実施する。
- ③ インターネットや本や小冊子を整備し、がん患者やご家族がいち早く情報を得ることを促す。
- ④ がん患者同士や家族同士の集団での交流（グループ療法）においては、臨床心理士等が進行・運営し、お互いが励まし合える関係が構築できるようにコーディネートする。
- ⑤ こころのケアに関する研修会の開催
- ⑥ 個別的にも、がん患者・家族のこころの健康相談や、身体的ケアのニーズに対応できるように、セラピストを養成していく。

### サービス内容

#### 1) ケア部門

学習会：がん／お薬／制度／こころのケア 等ニーズにあわせた様々な勉強会の実施

サポートグループ：当事者同士や家族同士で交流し、支え合う基盤を作るお手伝い

個別相談業務：治療のこと／こころの問題など、様々な相談に対応する

病院との調整：病院の医療相談員につないだり、医療者との間に入る

行政との調整：がん拠点病院や県、市町村、保健所との連携等

#### 2) 啓発部門

周知活動：広く沖縄県民に、がん医療／こころのケアのことを知らせる

営業活動：企業や病院へサロンの必要性を訴えサポーターに加わっていただく

3) その他事業（収益事業）

タクティールケア など：痛みや精神症状を和らげる働きのあるケアを提供する

カフェ事業：癒され、寛いでいただくために軽食や飲み物を提供する

2. 人員体制

**オーナー（1名）** 委託業務の全体を管理。

常勤勤務（月20日、1日8時間勤務）

経営の管理・人事の管理。

他の従事者の相談業務スキル養成。

サポートグループの運営。講師。

学習会などの企画。カウンセリング。

**セラピスト（新規労働者 2名）**

オーナーの指示に従い、カフェ運営

とともに、委託業務に従事。

常勤勤務（月20日、1日8時間勤務）

セラピストとしてがん患者にケア実施。

経理・HP更新など事務局業務と、広報・

営業業務をそれぞれ担当する。

※がんや制度等に関する知識獲得、ケアの技術の向上を目指していく。

### 3. 新規雇用者への育成のしかたや定着の努力について

本事業は、相談支援を行い、時には精神症状のある方へも対応していく必要があることから、新規雇用者に対しては相談支援のための基礎（カウンセリング技術／精神疾患等に関する知識／医療に関する知識 など）を当法人内で企画する講座等の積極的な参加を促す。また、実践的なスキルを磨く為にも、医療機関で行われるカンファレンスや医療相談場面に同席できるよう病院へ協力を要請し、（オーナーを含めて）スタッフのスキルアップを目指していく予定である。あたらしく活用できる資格等があれば、取得に向けて積極的な支援もしていきたいと考える。

また、メンタルヘルス対策として半年に一度は心身状態に関するスクリーニングを実施することや、定期的にスタッフが2連休をとれるようなシフトを作成していくようつとめたいと考えている。

### 4. 事業後の継続と波及効果について

当事業を行うことにより、がん患者やご家族がお互いに支えあい、情報交換すること、こころのケアを実践することが、より良い医療・質の高い生活を送るうえで重要な事柄であるという理解が促される。それによって、当サロンは継続的に運営され、今後は那覇市だけでなく、各地域（中部や北部など）にも同様な事業が展開される可能性をひめ、さらなる雇用拡大につながることを期待できる。また、（がん）医療産業における地域・民間の役割がふえ、医療全体の質の底上げ・さらなる雇用拡大につながる。

### 5. 基金の使途について

平成 22 年度分

①人件費 計 4686 千円

2名分の人件費（20万／月×10ヶ月）

その他雇用保険等

②事業運営費 計 4606 千円

オーナー1名分の人件費（22万／月×10ヶ月）

その他雇用保険等

必要経費として 役務費・消耗品費・営業費・事務所家賃・光熱費

平成 23 年度分

①人件費 計 5636 千円

2 名分の人件費 (20 万/月×12 ヶ月)

その他雇用保険等

②事業運営費 計 5527 千円

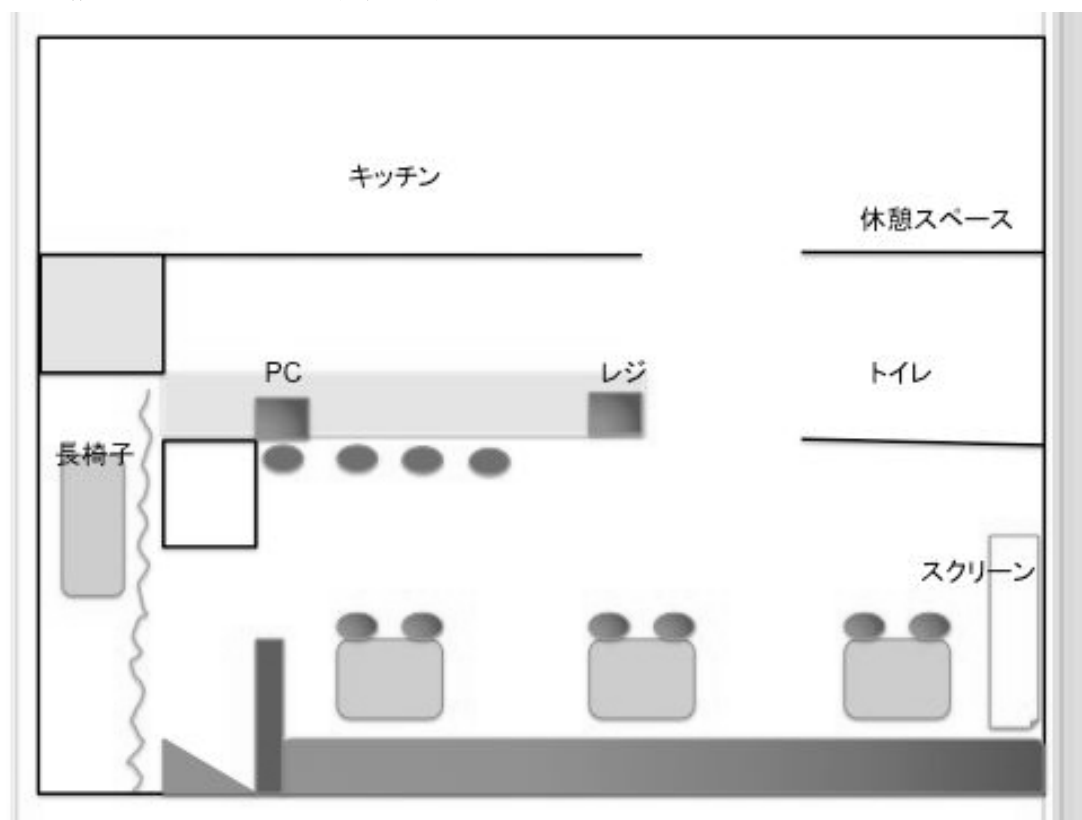
オーナー 1 名分の人件費 (22 万/月×12 ヶ月)

その他雇用保険等

必要経費として 役務費・消耗品費・営業費・事務所家賃・光熱費

平成 24 年度以降の収入については、初年度より行う営業活動で会員を募っていき (法人会員/個人会員)、収益とすること、またケアや飲食業としての売上げも伸ばしていき、収益とすることを目指す。

6. 借用予定の店舗（間取り）



所在地：首里平良町

7. 一週間の人員体制 など

1週間のスケジュール(案)

- スタッフは週休2日とする  
(平日休日は相談)

- シフト制とし、休憩1H  
開店時間は  
12時～20時頃の予定

曜日	月	火	水	木	金	土	日
	A 休		B 休		C 休		定 休 日
営業 時間	12:00-20:00 (シフト)						
	日曜日定休						

8. 提供するサービス内容 (案)

提供するサービス内容

無料で提供

- 相談業務
- インターネットの使用
- グループ療法(サロン)
- 情報の配信

有料で提供

- 飲食
- タクティール・ケア
- アロマ?フットケア
- ピアサポーター養成講座
- 心理検査
- 講演会企画と運営(講師  
への謝礼)